

きよせ

今号の主な内容

- 特集
個人番号カードの申請と交付について …4・5面
- クローズアップ「新庁舎建設基本計画について」…3面
- お知らせ～information …6～8面
- スマートフォンなどで市報が読める「i広報紙」ダウンロードはこちら→



市・都民税の申告の時期です

申告期間は **2月16日(火)～3月15日(火)**

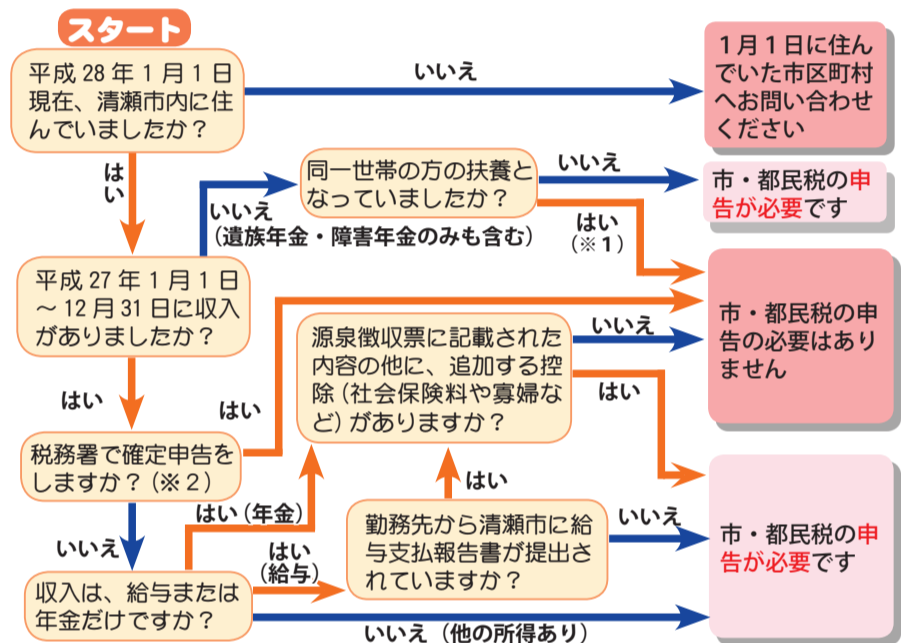
市・都民税の申告は市役所で受け付けますので、以下の①～④をご覧の上、申告の準備をお進めください。所得税の確定申告などは、東村山税務署で受け付けます。

なお、申告期間中に限り、簡易な確定申告を市役所で受け付けますが、窓口に関りがあるため、お待ちいただくことがあります。

問合せ 課税課市民税係 ☎ 497・2040

POINT 1 まずは、申告が必要か確認してみましょう

フローチャート(下図)で確認しましょう。所得がなくとも、申告が必要な場合があります。年金収入が400万円以下で「確定申告不要制度」に該当する方も、フローチャートで「市・都民税の申告が必要か」を確認してください。



※1 同一世帯の扶養に入っている方でも、都営住宅の審査関係などで所得金額が記載された非課税証明書を請求する場合は申告が必要です。
※2 確定申告が必要かどうかは、東村山税務署へお問い合わせください。

■所得がない方でも申告が必要な理由？
扶養に入っていない方の場合、申告は介護保険料や国民健康保険料の軽減などに必要な、算定の基礎資料となるためです。
■市・都民税が非課税になることも
寡婦(夫)の方や障害者手帳をお持ちの方で所得が125万円以下の方は、申告すると市・都民税が非課税となります。

POINT 4 平成28年度から適用される税制改正

- ①住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用期間の延長
居住年平成29年末まで⇒平成31年6月末まで延長。
- ②ふるさと納税による特例控除額の上限引き上げ
住民税所得割の1割⇒2割。
- ③ふるさと納税のワンストップ特例の開始
事前申請をすれば確定申告が不要になる制度。詳細は課税課へ。

POINT 2 申告はいつから・どこで受け付けているの？

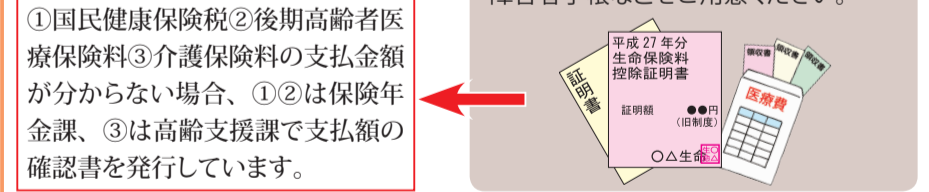
申告期間は**2月16日(火)～3月15日(火)**です(土・日曜日を除く)。なお、下表の「★」の場所では、申告開始日より前に受け付けを行います。中里地域市民センターは、今回からの新規開設です。ぜひご利用ください。

場所(★は早期受付)	期間	受付時間
★野塩地域市民センター(3日間)	2月1日(月)・8日(月)・15日(月)	午前9時～11時 午後1時～4時30分
★松山地域市民センター(2日間)	2月2日(火)・3日(水)	
★中里地域市民センター(1日のみ)	2月4日(木)	
★竹丘地域市民センター(2日間)	2月5日(金)・12日(金)	
★生涯学習センター(2日間)	2月9日(火)・10日(水)	午前9時30分～ 午後3時30分
市役所	2月16日(火)～3月15日(火)	午前9時～11時 午後1時～4時30分

POINT 3 申告時には、何を携っていけばいいの？

以下の①～④をご持参ください。収入がなかった方は、①②のみで結構です。なお、申告書は郵送でも提出できます。

- ①市・都民税申告書
申告書は、昨年市・都民税の申告をした方などに1月下旬に郵送します。必要事項を記入し、持参(または郵送)してください。申告書が送付されない方には、市役所で配布します。(市ホームページからもダウンロード可)
- ②印鑑・筆記用具
ボールペンなどの筆記用具をご用意ください。なお、印鑑は認め印でも可能です。
- ③給与・年金の平成27年分源泉徴収票
支払者から1月末までに渡されます(年金の場合は郵送されます。年金振込通知書とは異なりますので、ご注意ください)。なお、証明書は一度お預かりしたら、原則返却できません。
- ④控除額証明書
平成27年中に支払った社会保険料・生命保険料の証明書や領収書(源泉徴収票に記載があれば不要)、医療費の領収書(合計を計算し、封筒に封入)、障害者手帳などをご用意ください。



■申告書郵送方法は？
必要書類を同封し、清瀬市課税課宛てに郵送してください。控えの返送をご希望の場合は、82円切手を貼った返信用封筒も同封してください。

申告についてのよくある質問

Q 年金受給者の確定申告不要制度とは何ですか？
公的年金収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要という制度です。ただし、所得税の還付が発生する場合は、申告手続きが必要になりますのでご注意ください。
また、市・都民税については、年金支払者

から受給者への年金支払情報(源泉徴収票の記載内容)が送付されるので、申告がなければそれに基づいて計算を行います。このため、所得税の還付がない方でも、源泉徴収票に記載されている事項の他に適用したい控除(生命保険料控除、医療費控除など)がある場合は、市・都民税の申告をしてください。
Q 昨年、多額の医療費がかかりました。申告で医療費控除の適用はできますか？
医療費控除は、その年中に自身および生計

を一にする家族のために支払った医療費が対象になります。支払った医療費から、生命保険や社会保険などで補てんされた金額を差し引き、さらに10万円または総所得金額の5%(いずれか少ない方)を差し引いた残りの金額を控除額として適用できます。
所得税が課税される方は確定申告書を、市・都民税のみかかる方は市・都民税申告書を提出することで、医療費控除の適用を受けることができます。